

御目付へも可有通達候、

十一月

雨天ニ而無之節、供之者笠冠カハタり候儀、可爲無用旨、前々相達候場所之笠冠カハタり候儀、向後構無之候、自今は大手内櫻田西丸大手三ヶ所之下馬前は、雨天ニ而無之節、供之者笠冠カハタり候儀、可爲無用候、以上、

十一月

〔紫の一本上〕車坂、上野常照院の前より、下谷江出る坂を云門常に大門はひらかず、小門計りあく、出入に笠頭巾の咎めなし、

〔有德院殿御實紀附錄三〕これよりさき郭内を往來するもの、從者はいかなる暑日といへども、笠きる事ならざりしかば、みな炎熱にたへかねて、はなはだくるしみあへり、かねて此事玄ろしめしければ御位吉宗○徳川につかせ玉ふより、たゞちに從者の笠著る事をゆるさせ玉び下馬所の外は、はゞかりなく用ひしめられしかば、奴僕のたぐひまでも、ひろき御恵をかしこみ、思はざるものなし、

〔甲子夜話七〕松平樂翁顯職ノトキ、公用ニテ上京ノコトアリ、其道中箱根山ヲ越ストキハ、歩行ニテ笠ヲ著ナガラ御關所ヲ通ラレケルガ、御關所ノ番士ハ、何レモ白洲ニ平伏セシニ、番頭一人、頭ヲ擧ゲ、聲ヲカケテ、御定法ニ候、御笠トラセラルベシト云、樂翁即笠ヲヌガレ通行シテ、小休ノ處ヨリ大ヲ返シテ、彼番頭ニ申遣ル、ハ先刻笠ヲ著シハ我ラ不念ナリ、御定法ヲ守リタルコト感入候トノ挨拶ナリ、此事道中所々ニ言傳ヘテ、其貴權ニ誇ラズ、御定法ニ背カレザリシヲ以テ、増ス増ス感仰セリト云、

〔雍州府志七土産〕笠傘 凡笠、細竹輪爲骨、以絲縫繩皮依之造、笠謂縫笠